

西原町まちづくり基本条例

西原町実行計画

(令和6年度～令和9年度)

【令和6年度見直し版】

西原町

目 次

	ページ
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. まちづくり基本条例と各種計画及び実行計画の体系図	2
4. 事務事業個別表(301事業)	
(1) 平和で人間性豊かなまちづくり(59事業)	3～61
(2) 安全で環境にやさしいまちづくり(25事業)	62～86
(3) 健康と福祉のまちづくり(110事業)	87～196
(4) 豊かで活力のまるまちづくり(65事業)	197～261
(5) 町政運営(42事業)	262～303

1. 計画策定の趣旨

実行計画は、西原町まちづくり基本条例に定められた、まちの将来像「文教のまち西原」を実現するために西原町のまちづくり指針で掲げる各種施策を実施する事業について取りまとめたものです。

なお、毎年度の予算編成は原則、本実行計画に基づき行われており、計画的な行財政運営の基礎となっています。

2. 計画の期間

実行計画の期間は、令和6年度から令和9年度までの4か年です。

また、計画期間中に新たに発生した行政需要や制度の改変などに対応するため、毎年見直しを行います。

※本計画は上記計画期間を基本としていますが、これまでの実施状況と今後の見通しを表すために、各事業の前年度決算額と見直し以降4年分の事業費も掲載しています。

※実行計画集約時期や予算査定の状況により、必ずしも当初予算書と一致するものではありません。

3. まちづくり基本条例と各種計画及び実行計画の体系図(令和6年9月現在)

